

北海道告示第10051号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和6年1月19日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その15)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金（デジタル技術導入） 補助金の交付の対象となる者が、物価高騰や人手不足等の影響を受けている道内中小・小規模企業等の業務効率化や生産性向上等のため、デジタル技術導入による経営改善の取組を促進することを目的とする。</p>	<p>道が中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金（デジタル技術導入）交付要綱で定めている道内の単体法人又は複数法人による連合体</p>	<p>(1) 中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金（デジタル技術導入） 道内中小・小規模企業等が行うデジタル技術を活用した業務効率化や生産性向上等の経営改善に資する取組に要した経費について、一事業者あたり上限2,000千円として、間接補助事業者の補助対象経費の2分の1以内の額で交付する補助金。ただし、合計売上高が20%（付加価値額の場合は25%）以上減少の場合、4分の3以内の額で交付するものとする。 (2) 中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金（デジタル技術導入）交付事務等のために必要な次の経費 人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、各種手数料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費</p>	<p>補助対象経費欄に掲げる事業10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和6年1月26日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		